

東日本大震災により 行方不明となった労働者のご家族の方々へ

東日本大震災により亡くなられた方または行方不明になられた方の遺族（補償）給付は、以下の日を過ぎてしまうと時効により請求権が失われてしまいます。

勤務中又は通勤中に被災し、行方不明となられた方のご家族の方々であって、遺族補償給付を受けられていない方は、お早めに最寄りの労働基準監督署又は福島労働局にご相談ください。

東日本大震災で行方不明となられた方についての

遺族（補償）給付は

以下の日までに請求することが必要です。

平成23年6月11日までに遺体が発見されている場合

亡くなられた日が明らかなき

亡くなられた日から5年を経過した日まで

亡くなられた日が明らかでないとき

遺体が発見された日から5年を経過した日まで

<具体例> 震災により行方不明となった労働者が平成23年5月1日にご遺体が発見されたが、その死亡日が確定できなかった場合には、平成28年5月1日までに請求が必要です。

平成23年6月11日までに遺体が発見されなかった場合

平成28年6月13日まで



厚生労働省・福島労働局・各労働基準監督署